

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月18日 14時40分ごろ
発生場所	秋田県秋田船川港秋田第2区 秋田新北防波堤灯台から真方位060° 1,780m付近 (概位 北緯39°47.3′ 東経140°02.3′)
事故の概要	警備艇あおさぎは、西進中、無人で係留中の小型兼用船Sun Marsh IIに衝突した。
事故調査の経過	令和2年5月25日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 小型兼用船 Sun Marsh II、16トン AT2-1230（漁船登録番号）、株式会社日沼工務店 第250-53360号（船舶検査済票の番号） B 警備艇 あおさぎ、10トン 290-66062秋田、内閣府、秋田県警察所属
乗組員等に関する情報	B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A バウスプリットに破損 B 左舷船尾部の支柱に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、マリーナの棧橋に船首を北方に向けて無人で係留中、B船が衝突した。 B船は、船長Bほか4人が乗り組み、A船の西側にある棧橋に向け、いつもどおりA船の船首との離隔距離を約2mとして微速力で西進していたところ、風により左舷方に圧流され、B船の左舷船尾部がA船の船首部に衝突した。 船長Bは、A船と風を考慮した離隔距離を取って航行すればよかったと本事故後に思った。
分析	A船は、船首を北方に向けて無人で係留中、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、西進中、風力4の北西風が吹く状況下、船長Bが、A船といつもと同じ離隔距離で航行したことから、左舷方に圧流されてA船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が無人で係留中、B船が西進中、風力4の北西風が吹く状況下、船長BがA船といつもと同じ離隔距離で航行したため、左舷方に圧流されてA船に衝突したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、操船する際、風の影響を考慮し、係留船との離隔距離を十分に確保すること。
--------------	---